

# 東濃西部 看護師修学資金貸付 募集要領



多治見・瑞浪・土岐の医療機関等で一定期間勤務したときは、貸付金の返還を免除します！

東濃西部広域行政事務組合

URL <http://tono-seibu.org/system/syugakusikin.html>

## 1 目的

将来、多治見市、瑞浪市及び土岐市の区域内（以下「圏域内」という。）の医療法第1条の5に規定する病院若しくは診療所又は介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設（以下「病院等」という。）で、看護師として就業する意欲のある方に対し、修学資金を貸付けることによって、修学を容易にし、圏域内の病院等における看護師の確保を図ることを目的としています。

## 2 応募資格

圏域内の病院等において看護師の業務に従事しようとする方で、東濃看護専門学校の在籍者。  
※他の奨学金制度と併用可能な場合もありますので、詳しくはお問い合わせください。

3 貸付人数 1年生：15名 2年生：9名 3年生：1名

4 募集期間 平成29年4月3日（月）から平成29年4月28日（金）午後5時まで

5 申込先 〒509-5122 土岐市土岐津町土岐口703番地の24  
東濃看護専門学校 事務室 電話：0572-55-8181 Email tonon.c@basil.ocn.ne.jp

## 6 選考

選考方法：1年生は書類審査及び入学試験時の看護学の成績等により選考します。

2年生、3年生は書類審査及び試験の平均点等により選考します。

※申請時に医療機関に勤務していない方、圏域外に勤務している方及び申請時に圏域内に住所を有する方は加点されます。

## 7 必要書類

- (1) 貸付申請書（所定の様式）
- (2) 履歴書
- (3) 連帯保証書（所定の様式）
- (4) 連帯保証人の印鑑登録証明書

※連帯保証書の連帯保証人のうち1人は同居の家族以外の方とします。（申請者が未成年であるときは、連帯保証人のうち一人は申請者の法定代理人としてください。）

※『所定の様式』は、東濃西部広域行政事務組合のホームページ（<http://tono-seibu.org/>）、又は東濃看護専門学校事務所ににて取得してください。

## 8 貸付決定

(1) 5月中旬に申込者に書面（東濃西部看護師修学資金貸付決定通知書）で通知予定です。

(2) 貸付決定を受けた方（以下「修学生」という。）に対して貸付けます。修学資金は、5月末日と11月末日に6箇月分を年2回に分けて交付します（ただし、選考により最初の支給月が遅れることがあります。）。

(3) 修学生の年齢、性別、学年、勤務地を公表することがあります。

## 9 貸付金額

月額3万円（年額36万円）

## 10 貸付期間

東濃看護専門学校の正規の修学年数（1年生の場合、3年間を限度）

## 1.1 貸付けの取消し及び停止

(1) 次のいずれかに該当するときは、修学資金の貸付けの決定を取り消します。

- ア 退学したとき。
- イ 心身の故障のため修業を継続する見込みがなくなったとき。
- ウ 学業成績又は素行が著しく不良と認められるとき。
- エ 修学資金の貸付けを受けることを辞退したとき。
- オ その他修学資金の貸付けの目的を達成する見込みがないと認められるとき。

(2) 修学生が休学したときは、休学した日の属する月の翌月分から復学した日の属する月の分まで修学資金の貸付を停止します。

※上記のとおり学業成績が不良の場合でも、貸付の取り消しが行われることがあります。

## 1.2 修学資金の返還

次のいずれかに該当するときは、修学資金を返還しなければなりません。

- ア 修学資金の貸付けの決定が取り消されたとき。
- イ 学校を卒業した日から起算して2年以内に看護師免許を取得しなかったとき。
- ウ 看護師免許を取得後、遅滞なく圏域内の病院等において看護師の業務に従事しなかったとき。
- エ 圏域内の病院等において看護師の業務に従事した後、返還の免除の条件に該当する場合を除くほか、圏域内の病院等において看護師の業務に従事しなくなったとき。

※圏域内の医療機関等に勤務していて、速やかに他の圏域内医療機関等に勤務する場合は、返還の必要はありません。

## 1.3 返還の免除

(1) 次のいずれかに該当するときは、貸付けた修学資金の返還債務の全部を免除します。

- ア 免許取得後、遅滞なく圏域内の病院等において看護師の業務に従事し、病気負傷等やむを得ない理由により看護師の業務に従事できなかった期間を除き、引き続き修学資金の貸付けを受けた期間に相当する期間当該業務に従事したとき。

※3年間貸付を受けたとき・・・3年間の勤務で返還免除

- イ アに規定する期間中に業務上の理由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため免職されたとき。

## 1.4 返還の猶予

災害、疾病その他やむを得ない理由により修学資金を返還することが困難であると認められるときは、修学資金の返還債務の履行を猶予します（返還猶予期間終了後、再度圏域内勤務を開始し、期間満了まで勤務した場合には、返還の必要はありません）。ただし、猶予期間は3年以内です。

※出産・育児により、一時的に圏域内勤務を離れる場合も返還猶予となります。

## 1.5 延滞利息

正当な理由がなく修学資金を返還すべき日までに返還しなかったときは、返還すべき日の翌日から返還の日までの日数に応じ、年5.0パーセントの割合を乗じて計算した延滞利息を支払っていただきます。

※募集要領及び東濃西部看護師修学資金貸付規則（ホームページで確認いただけます。URL <http://tono-seibu.org/system/syugakusikin.html>）を熟読し、申請してください。